

はち 6月 じょう No.538

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口 (5月1日現在)

人 口 8,724 増 51人 男 4,391人 増18人
女 4,333人 増33人
世帯数 4,682 増 24世帯

4月中の異動

転入ほか——175人 (うち出生2人)
転出ほか——124人 (うち死亡3人)

各地域の人口・世帯数 (5月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,121	2,001	1,948	3,949
大賀郷	1,564	1,448	1,419	2,867
檜 立	326	297	313	610
中之郷	425	417	413	830
末 吉	246	228	240	468



八丈都市計画道路 全線開通記念式典



CONTENTS

もくじ

- 2-3** 道路開通式典／中之郷対話集会 ほか
- 4-5** 税のお知らせ／教育相談室 ほか
- 6-7** 介護保険／献血のおねがい ほか

- 8-9** 母子保健／環境だより ほか
- 10-11** 国民年金／八丈島納涼花火 ほか
- 12-13** 子ども体験塾／6月の航路ダイヤ ほか

八丈都市計画道路全線開通

5月13日(土)東京都建設局・八丈町の共催により、八丈都市計画道路全線開通記念式典が行われました。あいにく、雨の中での式典となりましたが勇壮な八丈太鼓で開会し、テープカット、くす玉開き、記念パレードを行いました。

たくさん子どもたちが集まったイベント会場内では、大道芸「ぎんちゃんオンステージ」が子どもたちの人気を集め、会場の笑いを誘いました。



テープカットの瞬間



大人気だった「ぎんちゃんオンステージ」 開通した都市計画道路

八丈町役場1日職場体験 (富士中学校2年生3名)

5月11日(木)、職業に対する理解を深め、働くことの意義や大切さを学ぶために、富士中学校2年生の3名が町役場で1日職場体験を行いました。

午前中は企画財政課で広報はちじょう6月号の原稿チェック、都市計画道路式典で使用する看板の作成、職場体験中の記事を考え、八丈島総合ポータルサイトのトピックス覧にリアルタイムでアップする作業を体験しました。午後は総務課と住民課で支出に関する書類作成業務などを体験しました。事務の仕事から、その他の作業まで幅広く体験してもらいました。



中之郷自治会 対話集会

4月29日行なわれた「中之郷自治会総会」での対話集会は、次のとおりです。

質問①

住居区域が拡大しています。街路灯の新規増設を要望します。

○回答 持丸総務課長

要望場所を確認したところ、町営住宅までの農道沿いで、電気がきていない場所であり距離も長く、その区間には人家ありません。回り道ですが、他の都道までの町道には街路灯が整備されておりますので、そちらを利用してください。

質問②

温水プールなどのスポーツ施設の設置を要望します。

○回答 笹本企画財政課主幹

温水プール建設につきましては、住民の健康増進・福祉向上・観光振興を目的に、健康増進施設整備構想に入っています。しかし生活排水処理

施設、火葬場の建設など、優先順位の高いものから整備しなければならず、現在具体的な建設案はございません。

質問③

中之郷小学校跡地の活用について、今後の計画を説明してほしい。

○回答 持丸総務課長

体育館は残して利用していきたいと考えています。校舎などは老朽化が進んでいるため、平成19年度事業で取壊す予定です。取壊し後の校庭、体育館の管理・運営などは、地元住民の意見を伺いながら進めてまいります。

質問④

裏見ヶ滝遊歩道の階段部が著しく浸食され歩行困難の箇所があるため、改修整備を要望します。

○回答 土屋産業観光課長

歩きにくい箇所は、土や土嚢を置いて整備し、倒れかけていましたガード用の擬木2箇所は、修理いたしました。

質問⑤

三原中の敷地整備に伴い、降雨時に下流側排水溝の断面不

足と未整備により、農地の浸食が著しい箇所があり、今後の営農継続に支障がありますので、改修整備を要望します。

○回答 八洲建設課主幹

横断暗渠はより大きな断面に、排水があふれる部分は水路のかさ上げ、あるいはコンクリート蓋をかけるなど、早急に対応してまいります。

質問⑥

町道湯浜線の道路で、いつも土砂が堆積している箇所があり、通行するのに支障があるため改修整備を要望します。

○回答 八洲建設課主幹

この土砂堆積は、町道脇の土取り場から雨水とともに流れてくる土が堆積したものであり、地権者と相談し対応します。また、町道に堆積した土砂は撤去します。

質問⑦

藍ヶ江橋の老朽化及び周辺道路が地盤沈下しており、危険であるため早急な改修工事を要望します。

○回答 八洲建設課主幹

藍ヶ江橋は、今年度架け替え工事を施工します。また、

橋先の道路は地盤沈下ではなく、海側に軽微な地すべりを起こしており、橋の架け替え工事に継続して、改修工事を施工いたします。

質問⑧

「蓮華」横の交差点にカーブミラーの設置を要望します。

○回答 八洲建設課主幹

見通しの悪い交差点となっておりますので、設置いたします。

質問⑨

裏見ヶ滝温泉横の町道ガードレールが老朽化しており危険です。また観光スポットですので、自然に調和した擬木での改修を要望します。

○回答 八洲建設課主幹

自然に調和した擬木などで整備改修いたします。

質問⑩

平成17年度に建設された足湯の周辺に、町有地を利用して、来場者用駐車場の整備を要望します。

○回答 佐々木健康課長

隣接した町営バス転回場の空きスペースに、7台分の駐

車スペースを整備しました。

質問⑪

観光の取組みについて、各方面と連帯をもち島民主導参加型の観光ワークショップを実施し地域との話し合いを積極的に開催するよう要望するとともに、中之郷地域への町及び観光協会のビジョンを示してほしい。

○回答 土屋産業観光課長

中之郷地域における観光資源をより良いものとしていくため、基礎資料となる計画を作成しました。この計画は今年度から5ヵ年計画で、地域の有する川・滝・温泉・漁港・農園・史跡などを、ルートやゾーンに整備する構想です。本件の構想の中で、今年度はえこあぐりまーとをより観光面での有効利用を図るため、隣接地に坂上地域の観光拠点となる多目的に利用できる施設を建設する予定です。



税のお知らせ

住民税が変わります

平成18年度は、老年者等に対する税制が大きく変わります。これにより、今まで住民税が非課税だった方でも、場合によっては課税されることがあります。

※老年者：1月1日現在65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の方

●主な改正の内容

○定率減税が見直されます。

平成11年度以降行われていた定率減税が次のように縮減されます。

税額の15%（限度額4万円）
↓税額の7・5%（限度額2万円）

※平成19年度より廃止されます。

○老年者控除が廃止になります。

これまで老年者の方に適用されていた48万円の「老年者控除」が廃止されます。

○寡婦控除・寡夫控除が老年

者にも適用されるようになります。

老年者控除の廃止に伴い、これまで老年者には適用されていなかった寡婦控除・寡夫控除が老年者にも適用されるようになります。

○非課税措置が見直されます。

（老年者の非課税措置）

65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されます。ただし、経過措置として、平成17年1月1日に65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には、18年度は所得割と均等割の税額の3分の1を課税、19年度は所得割と均等割の3分の2を課税、20年度からは全額課税となります。

（均等割の非課税基準額）

前年の合計所得金額が左記の金額以下の方は、均等割額が非課税になります。

○扶養親族・控除対象配偶者がいない人 28万円

○扶養親族・控除対象配偶者がいる人

28万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の人数）＋16万8千円

（所得割の非課税基準額）

前年の合計所得金額が左記の金額以下の方は、所得割額が非課税になります。

○扶養親族・控除対象配偶者がいない人 35万円

○扶養親族・控除対象配偶者がいる人

35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の人数）＋32万円

○配偶者の均等割の非課税措置が廃止されます。

平成16年度まで、夫が均等割を納税している場合、妻は均等割が非課税でした。17年度は段階的廃止措置として半額課税されました。18年度は全額4千円が課税されます。

●納期限および口座振替日

6月30日（金）

町都民税第1期分

●お詫びと訂正

固定資産税と軽自動車の納付書（5/2発送）に同封しました納付期限の表中、町都民税の納期限に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

町都民税納期限

第2期分	8月31日（木）
第3期分	10月31日（火）
第4期分	1月31日（水）

口座振替をご利用ください

町都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税には、口座振替が便利です。

口座振替を希望される方は、次の金融機関にお申し込みください。

○七島信用組合
○みずほ銀行
○郵便局

納税管理人になっている方は、その分についても口座振替が可能です。

町税等の納め忘れに注意しましょう。なお、納付書を紛失された方は、すぐに再発行できますので、ご連絡ください。

■問い合わせ

税務課税務係 内線221

水道係からのお知らせ

●水道使用の異動届はお済ですか

水道検針票、また納入通知書のお名前が正しく表示されていますか。記載事項が違っ

ているという方は、水道係までお問い合わせください。また、転入、転出、移転の際のお届けがまだの方は、水道係か、お近くの出張所窓口にてお手続きください。

●水道検針時のお願

水道検針は、町と契約を結んだ各地区の検針集金員が行っています。メーター器周辺が雑草や物などで覆われているとスムーズな検針ができませんので、きれいに保たれますようお願いいたします。

●水道料金未納の方へ

町では、料金未納者の方へ、ご案内を差し上げているところですが、お支払いいただけない方に対し、分割納付相談を行っています。応じられない方につきましては、やむを得ず、給水条例第36条を適用し、給水の停止を行うこととなります。まだお支払いいただけない方は大至急お支払いいただきますようお願い申し上げます。

またお支払いの計画についても水道係までご相談ください。

■問い合わせ

水道係 2-1121
内線314

教育委員会

だより

●学校行事のお知らせ

保護者の方とはもとより、地域の方もぜひご参加下さい。

○道徳授業地区公開講座

6月11日（日） 榎立小学校

6月18日（日） 三根小学校

中之郷小学校

末吉小学校

○セーフティ教室

6月7日（水） 富士中学校

■問い合わせ

教育課庶務係

2-0797

教育相談室より

五月は母の日、六月には父の日があつて、この時期は子育てにおける父親・母親の役割について、考えることが自然と多くなります。ここでの父親・母親とは、父性と母性つまり子どもにとっての役割の違いを意味します。家庭においては、すべてを受け入れ

深い愛情で包み込む母親に対して、父親には威厳や力をもって家族を統率する役割が期待されてきました。しかし、むかしの父親が権威をもって君臨できたのは、父権制度に守られていたことや変化の少ない社会では父親が身につけた伝統的な生き方がそのまま手本として通用しやすかったためと考えられます。強い父親が示した生き方の手本は、父親個人のものであるより「世間」という判断基準そのものでした。父の権威を支えた制度がなくなり、社会がめまぐるしい変化をするようになって、伝統や世間をよりどころとしてきた父親の立場が不安定になり、母性的なものとのバランスに変化が生じました。やがて強く自己を主張するようになった子どもたちに対して、父親は自信を持つて手本を示すよりも、妥協の道を選ぶかひたすら腕力で従わせようとするようになります。すると、子どもたちは本当に強い父親を求めてさらに強く自己主張するか、関係を拒絶する方向に進み、対立はいつそう深刻になっていきます。心理学者ボールドウィン

は親の養育態度が子どもに及ぼす影響について次のように類型化しています。①独立した人格として尊重すると、積極性、友好的態度、情緒安定性を促進する。②甘やかしすぎる、依存性、自己中心性、集団生活に対する不適応を助長する。③力で押さえつけると子どもの自罰性、過度の従順、または反抗的態度を助長する。④子どもを拒否し続けると、神経質、攻撃性、冷淡さ、情緒不安定などを助長する。子育てとは、子どもに対する大人からの意識的なたたきかけです。子どもへのかわり方を見直すことが、子どもの健やかな成長に役立つとすれば、それは子育てに悩む父親・母親だけの問題ではなく、すべての大人に課せられたテーマといえるのではないのでしょうか。

6月のお休み

6日（火）、9日（金）、

13日（火）

八丈町教育相談室

相談員 伊藤 宏

電話 2-0591



図書館からのお知らせ

●休館日

毎週水曜日

6月30日（金・館内整理日）

●開館時間

午前9時～午後4時30分

●新着図書

「もしも、私があなただったら」 白石一文

「毒蟲VS.溝鼠」 新堂冬樹

「おさるのジョージとしゃかんへいく」 M.レイ

「プラネット・キッドで待ってて」

ジェイン・レズリー・コンリー

ほか

●お問い合わせ

教育課生涯学習係 2-0797



介護保険だより

平成18年度の介護保険料について

●保険料の金額と所得段階が改正されました

広報4月号に掲載のとおり平成18年度から20年度までの介護保険料の基準月額額は3,500円となりました。また、所得段階についても、従来の5段階から6段階へと変更になりました（従来の第2段階を二分割）

介護保険制度の第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、被保険者本人の課税状況及び所得の状況並びに被保険者の属する世帯の課税状況により、第1段階から第6段階まで設定します。

●保険料の納期と納め方

年金から天引きされる方（特別徴収）及び直接町へ納めていただく方（普通徴収）の平成18年度の保険料と納期は、別表①②のとおりです。

年金から天引きされる方については、平成17年度からの引き継ぎや端数処理の関係で、若干変則的な部分もありますが、年額としては変わりません。

また、平成17年度中に65歳になられた方や転入された方は、10月以降に年金からの天引きが開始されるため、8月までは納付書で納めていただく併用徴収となりますので、ご注意ください（別表③）。平成18年度の保険料に関する通知は、6月中旬から下旬にかけて送付いたしますので、お手元に届きましたら内容をご確認ください。

介護保険制度では、保険料の滞納に対して厳しい罰則（保険給付費の償還払いやサービスの一時的差し止め等）がありますので、納め忘れ等にご注意ください。

●激変緩和措置

高齢者の非課税限度額の廃止により、地方税法では平成18年度から2年間の経過措置がとられることとなりました。これを踏まえ、介護保険制度においても、急激な保険料の増額を抑えるために平成

18年度から2年間の経過措置をとり、被保険者の方々の負担軽減を図るよう段階的に保険料を引き上げることとなりました（別表④）。

●特別徴収の対象となる年金範囲の拡大

平成18年度より、特別徴収の対象となる年金の範囲が拡大され、「遺族年金」と「障害年金」が追加されました。対象となる方は、年金を年額18万円以上受給されている方で、10月より特別徴収が開始されます。

※年金受給者の方で、「現況届」や「住所変更届」等の届出が遅れ、特別徴収から普通徴収へ切り替わってしまうことがありますので、届出書類等は速やかにご提出ください。

●問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-55570



別表① 65歳以上の被保険者の保険料

段階区分	対 象 と な る 方	保険料率	保険料	
			月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護及び老齢福祉年金受給者で市町村民税が世帯全員非課税の方	基準額 ×0.5	1,750	21,000
第2段階	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.625	2,187	26,200
第3段階	市町村民税が世帯全員非課税で第2段階以外の方	基準額 ×0.75	2,625	31,500
第4段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方	基準額 ×1.0	3,500	42,000
第5段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	4,375	52,500
第6段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.5	5,250	63,000

※第2段階における年額は、100円未満を切り捨てています。（26,280円⇒26,200円）

別表② 65歳以上の被保険者の保険料の納期限等

特別徴収						普通徴収			
天引きされる月						納期限			
4月	6月	8月	10月	12月	2月	6月末	8月末	11月末	2月末

別表③ 平成17年度に65歳になられた方等の納期限

普通徴収		特別徴収		
納期限		天引きされる月		
6月末	8月末	10月	12月	2月

別表④ 激変緩和措置における保険料の割合と金額

段階・区分		基 準 額 に 対 す る 割 合 と 保 険 料								
		平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		割合	月額(円)	年額(円)	割合	月額(円)	年額(円)	割合	月額(円)	年額(円)
第4段階	税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置	0.66	2,310	27,700	0.83	2,905	34,800	1.00	3,500	42,000
	税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置	0.83	2,905	34,800	0.91	3,185	38,200			
	税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置									
第5段階	税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置	0.75	2,625	31,500	1.00	3,500	42,000	1.25	4,375	52,500
	税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置	0.91	3,185	38,200	1.08	3,780	45,300			
	税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置									
	税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置	1.08	3,780	45,300	1.16	4,060	48,700			

献血ご協力のお願い

医学の目覚ましい進歩にもかかわらず、輸血用の血液は人工的に造ることができません。輸血を必要とする患者さんのために、皆様の献血へのご協力をお願いします。

輸血用血液の安全性向上のため、受付時に「本人確認」を実施しています。

献血手帳とともに運転免許証や保険証等の身分証をご持参ください。

なお、献血にご協力いただいた方には、健康管理に役立つ検査サービスを行っています。この検査結果は、後日、確認させていただいたご住所に血液センターから親展で郵送されます。

八丈町では、下記の日程で献血を実施いたしますので、お一人でも多くの方のご来場をお待ちしています。

○実施日

6月21日(水)・22日(木)

○受付時間

午前9時～午前11時
午後12時30分～午後3時30分

○献血会場

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係 内線380

子ども家庭支援センターからのお知らせ

●交流ひろばの催しについて

毎週水曜日午前10時から親子で楽しめる催しを企画しています。お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

■6月の予定

- ・7日(水) ミニシアター「虫歯忍者をやっつけろ！」
- ・14日(水)「七夕のタンザク」を一緒につくろう
- ・21日(水)人形劇「3匹のこぶた」
- ・28日(水)「ノントラン いたいのとんでいけ」ほか

■問い合わせ

子ども家庭支援センター
TEL 214300

母子保健

3～4か月乳児健康診査

○対象者

平成18年1月19日～平成18年3月13日生まれの幼児

○日時

6月13日（火）

受付時間
午後1時15分～2時15分

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

乳児健康診査、BCG接種、離乳食講習会

※BCGは平成17年4月1日より結核予防法で生後6ヶ月に達するまでの期間に、直接BCG接種実施となりました。3～4ヶ月乳児健康診査にできるだけBCG接種をすることをおすすめします。

3歳児健康診査

○対象者

平成15年3月8日～平成15年6月6日生まれの幼児

○日時

6月6日（火）

受付時間
午後1時15分～2時15分

○場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

こども心理相談

○対象者

1歳6か月以上の未就学児。

○日時

6月6日（火）
午前9時～午後4時

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・妙な癖があるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。
※心理相談は電話予約をしてください。

両親学級

お父さん、お母さんになれる方が安心してお子さんを迎えられるよう、両親学級を開きます。新しい生命の不思議や不安な気持ちなどを皆さんと話し合います。お母さんの体調の良いとき（16週～28週）にお越しください。お父さんをはじめ、ご家族の方の

参加を歓迎します。

○日程・内容

1日目 6月2日（金）

妊娠中の過ごし方・歯の健康・歯の磨き方・赤ちゃんのお風呂の入れ方・ベビーマッサージ

2日目 6月9日（金）

家族の健康・健康料理、調理実習・先輩パパ、先輩ママのお話・フリートーキング・絵本の読み聞かせ

3日目 6月15日（木）

赤ちゃんを迎える準備（お産の準備・お産の進み方と呼吸法）・妊婦体操・おっぱいの手入れ法・産後の生活と家族計画

4日目 6月29日（木）

赤ちゃんの気になる症状の対応について・マタニティストレッチ

○時間

1・3・4回目

午後1時30分～3時50分

2回目

午前10時30分～12時30分

○場所

八丈町保健福祉センター

○ご用意いただくもの

母子健康手帳・筆記用具。
1日目は、歯ブラシと手鏡、2日目はエプロンと三角巾、

3回目は、妊婦体操のできる服装をご用意ください。

すくすく相談（発育・発達・栄養等相談）

アレルギーがあり食事不安があるなど、発育、発達、栄養、歯科等の情報を得たい方はお気軽にご利用ください。妊婦相談にも応じます。母子健康手帳をご持参ください。

○日程

6月20日（火）

○受付時間

午前9時30分～10時30分

○場所

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係 内線380

■公開講座参加者募集のお知らせ

講座名：「家庭でもできる簿記入門」
実施日：8月26日、9月2日、9日、16日、30日、10月7日、14日
※いずれも土曜日の午前9時30分～11時30分
（ただし8月26日のみ午前9時～12時）

場所：八丈高等学校
員：20名
費用：受講料1,500円（事前納付）、テキスト代1,260円

募集期間：平成18年7月1日～7月10日（必着）
応募方法：往復はがき（住基カードによる電子申請も可）
定員を超えた場合は抽選

送付先：〒100-1401
八丈島八丈町大賀郷3020番地
問い合わせ：八丈高等学校
TEL04996-2-1181

■訂正

広報はちじょう5月号の「平成18年度年間行事予定」に誤りがありました。

正しくは次のとおりです。

誤：9月15日（月）敬老会（大・樫・末）
正：9月18日（月）敬老会（大・樫・末）

お詫びして訂正いたします。

環境だより

6月4日(日)はクリーンデーです。皆さんの参加とご協力をよろしく願います。

●ごみの分別を守りましょう。

町では、燃やせるごみ、資源ごみ、空きビン、有害ごみ、金属ごみの五分別によるごみ収集を行っています。決められた収集日の朝8時30分までにしましょう。

なお、収集日以外の日や収集後および、夜間には出さないよう注意してください。

●生ごみの出し方について

生ごみは、水分を切って、ごみ集積所に出しましょう。特に夏季期間中は水分が原因で悪臭が発生しやすくなり、近隣に迷惑をかけることがありますので、十分注意しましょう。

●ごみ集積所用ネット(ステーションネット)について

町では、カラスやねこ、風などによる飛散防止のため、ステーションネットを準備し

ています。利用される方は、住民課環境係までご連絡ください。

●家庭用生ごみ堆肥化容器の貸与について

町では、厨芥類の自家処理を促進し、ごみの減量を図るため、生ごみ堆肥化容器の無償貸与を行っています。まだ貸与を受けていない方で、生ごみ堆肥化容器の利用を希望される方は、印鑑をご持参のうえ、申請してください。

■問い合わせ

住民課環境係
内線 233・234

大島一般廃棄物管理型最終処分場の見学会のお知らせ

- 日 時 平成18年6月30日(金)
- 場 所 東京都大島町差木地内
- 募集人数 60名(現地集合が可能な個人または団体)
- 申込方法 電話申込(先着順)
- 申込先 東京都島嶼町村一部事務組合
廃棄物対策課 布施
TEL 03-3432-4961

国保だより

国保では、次のような保険の給付があります。

種 類	内 容
療養の給付	病気やけがで医療を受けるときは、保険証、高齢受給者証を提示すれば、年齢などに応じた負担割合の額を支払うだけで医療が受けられます。
入院時の食事代	入院中の食事代は、一部を自己負担し、残りは国保が負担します。 ★住民税非課税世帯の方は、申請すると自己負担額が変わります。
療養費の支給	やむをえない理由で保険証を持たずに医療を受けた場合、または、治療上必要と認められた治療装具代など、全額負担した場合には、国保の窓口へ申請し、審査で認められると自己負担分を除いた額が支給されます。
高額療養費	医療機関に支払った1か月(同じ月内)の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた分が払い戻されます。 ★70歳以上のかたで住民税非課税世帯の方が入院された場合、申請すると自己負担限度額が変わります。
出産育児一時金の支給	国保に加入している方が出産した場合に支給されます。
葬祭費の支給	国保に加入している方が亡くなった場合に葬祭を行った方に支給されます。
移送費支給	病気やけがで移動が困難な方が医師の指示により移送された場合申請して認められると、移送に要した実費の範囲内の額が支給されます。
海外療養費	海外において療養を受けた場合は療養の支給対象となります。申請に診療内容明細書等が必要となりますので、渡航される前にお問い合わせください。

○次のようなときは、保険証が使えませんのでご注意ください。

- ・病気やけがと認められない場合
- ・仕事上のけがや病気で労災保険の対象となる場合
- ・けんか、泥酔などによる病気やけがをした場合
- ・酒酔い運転、無免許運転などによるけがをした場合

□その他

- ・交通事故など第三者の行為によってけがをしたときの医療費は、加害者の方が負担するのが原則ですが、国保の窓口に出せば、その医療費を国保が一時立て替えますので、住民課国保年金係に届け出てください。
- ・自損事故で治療を受ける方も届け出が必要です。

□問い合わせ・・・ 住民課国保年金係 内線235

国民年金

国民年金保険料の免除制度が変わります！

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の高齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は、月額

13,860円（平成18年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除又は一部納付（一部免除）とすることができ、制度があります。

この「国民年金保険料の免除制度」が平成18年7月から、更にご利用しやすく変わります。

●保険料の免除制度の種類

全額免除制度と3段階の一部納付制度。

今までは2種類。

①「全額免除制度」
保険料の全額が免除。

②「半額納付制度」

保険料の2分の1を納付。
（残りの2分の1が免除）
平成18年7月から、新たに2種類追加。

③「4分の1納付制度」

保険料の4分の1を納付。
（残り4分の3が免除）

④「4分の3納付制度」

保険料の4分の3を納付。
（残り4分の1が免除）

●保険料額（平成18年度）

一部納付制度を利用した場合の月々の保険料額。

①「4分の1納付制度」

3,470円。

②「半額納付制度」

6,930円。

③「4分の3納付制度」

10,400円。

これらの制度は、今までと同様に、本人、配偶者及び世帯主の方の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であれば、申請して受けられます。

また、国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国庫負担でまかな

われているため、保険料が免除承認された期間は、高齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されますし、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格期間にも算入されるため安心です。（年金額は、保険料を全納した場合に比べて、4分の1納付期間は「2分の1月」、半額納付期間は「3分の2月」、4分の3納付期間は「6分の5月」として計算されます。）

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料を納付されない場合、一部免除が無効となり、年金受給資格期間への算入と年金額への反映がされませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。（ご注意ください。）

このほか、次のような制度もあります。

①「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方の保険料納付を猶予。（所得審査有り）

②「学生納付特例制度」

学生の方の保険料納付を猶予。（所得審査有り）

③「法定免除」

障害年金や生活保護法の生

また、免除（又は猶予）された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内であれば納付することができます。

この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年

活扶助を受給している方の保険料を免除。

また、免除（又は猶予）された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内であれば納付することができます。

度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

■お問い合わせ

住民課国保年金係
内線236

港社会保険事務所
03-5401-3211

免除の対象となる所得の目安（平成18年度）

免除等種類	所得の目安			一部納付額 （月額）	年金額 の計算
	単身	※2人	※4人		
全額免除	57万円	92万円	162万円	—	3分の1
4分の1納付	93万円	142万円	230万円	3,470円	2分の1
半額納付	141万円	195万円	282万円	6,930円	3分の2
4分の3納付	189万円	247万円	335万円	10,400円	6分の5

※「2人世帯」は、ご夫婦のみで、夫か妻のどちらかに所得がある場合。

※「4人世帯」は、ご夫婦と子2人の場合で、ご夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合。

八丈島 納涼花火大会

8月11日(金)(悪天候時は翌日に延期)
底土港にて開催



ことしも、将来の担い手である子どもたちや、町民の皆さまに夏を楽しく過ごしていただきたく、納涼花火大会を行います。今回は八丈島の夜空に約600発の花火を打ち上げる予定です。

八丈島民手づくりのイベントを行うために、広く皆さまからの寄付金をお願い申し上げます。また、大会運営のスタッフを募集していますので、よろしくお願いいたします。

◆大会運営費の寄付のお願い

ことしも運営については、ご賛同いただいている商店や事業所などをはじめ、多くの町民の方々から寄付金を募って行いますので、ご理解、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

寄付をいただける方は事務局までご一報ください。集金に伺わせていただきます。

また、協賛箱を商工会、観光協会、協力をいただいている商店などに設置しますので、よろしくお願いいたします。

振込みをご利用の方は次の口座までお願いいたします。
・七島信用組合 八丈島支店 普通2058831
八丈島納涼花火大会会長 沖山重彦
(ハチジョウジマノウリヨウハナビタイカイカイチヨウオキヤマシゲヒコ)

◆記念花火の募集

毎年好評の、記念花火を打ち上げましょう。

ご希望の方は、住所・氏名・電話番号・記念の内容を次の連絡先へご連絡ください。応募者多数の場合は、納涼花火大会実行委員会にて調整させて、いただくことがございます。あらかじめご了承ください。

※締め切り

6月30日(金)午後5時

※個人は2万円から

企業は5万円から受け付けいたします。

(個人で共同申込みの場合は3名くらいまで)

※連絡先

担当:沖山

TEL 04996(2)4060

FAX 04996(2)1682

◆サービスコーナー出店者募集

廉価で子どもにも喜ばれる商品を提供できる方、大会準備、撤収作業へ参加できる方。

※締め切り

6月30日(金)午後5時

※連絡先

八丈島納涼花火大会実行委員会事務局

◆大会運営スタッフ募集

駐車場ライン引き	10名	8月 9日(水)	15:00~17:00
会場設営	20名	8月10日(木)	9:00~12:00
交通整理	20名	8月11日(金)	17:00~21:00
立入禁止区域整備	5名	8月11日(金)	19:30~21:00
会場撤収(当日)	20名	8月11日(金)	21:00~22:00
会場撤収(翌日)	20名	8月12日(土)	9:00~12:00

※締め切り

7月17日(月)午後5時

※集合場所

花火大会会場(底土海岸のコンクリート駐車場)

※連絡先

担当:沖山

TEL 090-7407-6495

e-mail jsxdw400@ybb.ne.jp

ぜひ、ご協力をお願いします。





スポーツ対談 星野仙一vs生島ヒロシ 大いに語る！

「燃える男の熱きメッセージ～感動・夢・体験～」

東京の39市町村は、次世代を担う子どもたちに様々な感動体験を提供する子ども体験塾を共同で実施しています。その一環として、星野仙一、生島ヒロシ両氏の対談を通して、夢実現に向けた努力など、若者たちに熱いメッセージをお届けします。

【日時】

平成18年8月23日(水)
午後1時30分～3時30分(予定)

【会場】

アミューたちかわ 大ホール
(1,452人 全席指定)

【対象】

東京都39市町村、在住・在学の中学生・高校生
(保護者等同伴可)
※未就学児入場不可

【演奏】

東京都交響楽団

【出演】

星野仙一・生島ヒロシ

【内容】

1部 東京都交響楽団による演奏会
2部 星野仙一と生島ヒロシの対談
星野氏、生島氏の夢実現への努力など、若者へ熱いメッセージを語っていただきます。

【料金】

無料

【申込】

郵便ハガキに、代表者氏名、郵便番号、住所、電話番号、参加希望人数と全員の氏名・学校名・学年(年齢)を明記のうえ、下記までお送りください。

(申込数が定員を超えた場合は、抽選します。当落に関わらず、結果を通知します。)

※特記事項がある場合は、「車椅子使用」などご記入ください。

【宛先】

〒183-0001 府中浅間郵便局留 子ども体験塾・スポーツ対談係

【締切】

6月30日(金)(当日消印有効)

【問合せ】

多摩・島しょ子ども体験塾事務局

電話042-385-3448、平日午前10時～午後6時

【詳細】

詳しい情報は、多摩・島しょ子ども体験塾ホームページをご覧ください。

<http://www.taikenjuku.jp/>

<注意事項>

- ①抽選結果に関するお問合せには、一切応じられません。
- ②申込みに際してご記入いただいた個人情報は、抽選結果の通知以外には使用いたしません。



生島ヒロシ



星野仙一

6月の航路ダイヤ



【ANA】TEL／0120-029-222 (携帯電話の場合 0570-029-222)

便 名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便 名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:40	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:20	B735	850(844)	11:55	12:35/13:05	13:35	B735
843(849)	13:25	14:00/14:30	15:05	B735	826	16:00	→	16:45	B735
829	16:05	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割 1	八丈島乗継きっぷ
羽田＝八丈島	17,800	11,300	11,300	11,300
大島＝八丈島	15,900	11,200	10,700	—

【東海汽船】TEL／2-1211

「さるびあ丸」「かめりあ丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝－八丈島〈東京竹芝発22:30 八丈島発10:10〉



東京愛らんどシャトルをご利用の皆さまへ

＜ご搭乗並びにキャンセルの連絡について＞

- ・キャンセルされる場合は、早めにご連絡をお願いします。
- ・ご搭乗する場合は、必ず前日までに予約してください。
- ・重複予約はご遠慮ください。必要とされるお客様が待っています。

■問い合わせ

- ◇東邦航空予約センター（日曜日を除く）
電話 2-5222
- ◇東邦航空八丈島事業所
電話 2-5200

(財)東京都島しょ振興公社 東邦航空株式会社

4月の主な会議

日	会議名	議題等
3日	庁議	平成18年度八丈町職員勸奨退職実施要綱について ほか
10日	課長連絡会議	非常配備態勢別動員名簿について ほか
11日	教育委員会第1回定例会	平成18年度就学援助費受給者の認定について
12日	八丈町議会議員全員協議会	平成18年度要望活動について ほか
20日	課長連絡会議	中之郷自治会要望事項について
25日	農業委員会第1回総会	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について ほか

町長

上京日記

4月

22日～27日

- ANA 822便にて上京
- 学校法人日本医科大学創立130周年記念式典
- 平成18年度八丈島三根会総会
- 東京都総務局行政部訪問
- 平成18年度関東地区港湾整備促進協議会理事会
- 平成18年度(財)東京都島しょ振興公社臨時理事会
- 平成18年度東京都島嶼町村一部事務組合第1回組織団体長会議
- (財)東京都農林水産振興財団第58回理事会
- ANA821便にて帰島



SCHEDULE 2006 6月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

三 大 樫 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
				1 高齢者健康教室 末 10:00～12:00	2 両親学級1日目 保福 13:30～15:50	3
4 クリーンデー 地域情報化講習会 八丈町商工会 13:00～17:00	5 高齢者健康教室 中 10:00～12:00	6 こども心理相談 保福 9:00～16:00 3歳児健康診査 保福 13:15～14:15	7 図書館休館日	8	9 両親学級2日目 保福 10:30～12:30	10
11	12	13 乳児健康診断 保福 13:15～14:15	14 図書館休館日	15 高齢者健康教室 樫 10:00～12:00 両親学級3日目 保福 13:30～15:50	16 高齢者健康教室 三 10:00～12:00	17
18	19	20 すすく相談 保福 9:30～10:30	21 献血 保福 9:00～15:30 図書館休館日	22 献血 保福 9:00～15:30	23	24
25	26	27	28 図書館休館日	29 両親学級4日目 保福 13:30～15:50	30 図書館休館日	

町立病院 臨時診療日

(受付時間/8:00～11:00)

※新規患者の方は、8:30から受付となります。
※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	14日(水)、28日(水)	9:00～
甲状腺科	10日(土)	9:00～
耳鼻咽喉科	19日(月)～23日(金)	9:00～
糖尿病教室	16日(金)(会場:町立八丈病院会議室)	13:30～

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)
みはらしの湯	6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)
ザ・BOON	7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水)
やすらぎの湯	1日(木)、8日(木)、15日(木)、22日(木)、29日(木)

6月のゴミ分別回収

燃 ……燃えるゴミ

びん ……空きびん

資源 ……資源ゴミ

害 ……有害ゴミ

金属 ……金属ゴミ

三 根

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 燃害	3
4	5 金属	6 燃害	7 資源	8 びん	9 燃害	10
11	12 金属	13 燃害	14 資源	15	16 燃害	17
18	19 金属	20 燃害	21 資源	22	23 燃害	24
25	26 金属	27 燃害	28 資源	29	30 燃害	

大 賀 郷

日	月	火	水	木	金	土
				1 燃害	2 金属	3
4	5 燃害	6 資源	7	8 燃害	9 金属	10
11	12 燃害	13 資源	14	15 燃害	16 金属	17
18	19 燃害	20 資源	21	22 燃害	23 金属	24
25	26 燃害	27 資源	28	29 燃害	30 金属	

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
				1 燃害	2 金属	3
4	5 燃害	6	7 資源	8 燃害	9 金属	10
11	12 燃害	13	14 資源	15 燃害	16 金属	17
18	19 燃害	20	21 資源	22 燃害	23 金属	24
25	26 燃害	27	28 資源	29 燃害	30 金属	